(平成13年3月30日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、安全で明るく、豊かな社会づくりに寄与する生活学校運動の推進を図るため、各務原市生活学校に補助金を交付することに関し、各務原市補助金交付規則(昭和38年7月各務原市規則第34号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業者)

第2条 補助事業者は、各務原市生活学校とする。

(補助事業)

- 第3条 補助事業は、補助事業者の行う次の事業とする。
  - (1) 生活学校運動に関わる研究会及び交流会の開催
  - (2) 生活学校運動に関わる現地研修及び対話研修会等の開催
  - (3) 生活学校運動に関わる広報活動
  - (4) その他各務原市生活学校の目的達成に必要な事業

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助事業に要した額の2分の1以内とする。ただし、13万 円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 規則第4条に定める補助金交付申請書の提出期限は、毎年度4月30日とする。

(実績報告)

第6条 規則第11条に定める補助事業実施報告書の提出期限は、補助事業の完了(廃止の承認を受けた場合を含む。)の日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日とする。

(補助金の概算払)

第7条 市長が必要と認めたときは、補助金の全部又は一部を概算払により交付することができる。

(書類、帳簿等の保存期間)

第8条 補助事業者は、補助事業に関する書類、帳簿等を、補助事業が完了した年度 の翌年度以降5年間保存しなければならない。 (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行し、平成13年度分の予算に係る補助金から適用する。